

目次

(追加提出議案)

令和7年3月定例会

NO	議案番号	件名
1	議案第30号	箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第31号	工事請負契約の一部変更について

議案第 30 号

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和 7 年政令第 37 号)が令和 7 年 2 月 21 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた箱根町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 31 号

工事請負契約の一部変更について

箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

請負契約金額

当初の金額 86,757,000 円を
90,739,000 円に改める。

令和 7 年 3 月 18 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

令和 6 年 6 月 11 日に議決を得た「箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事」に関する「議案第 42 号 工事請負契約の締結について」の設計内容の変更を要するため、請負契約金額を変更いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。